

事務局だより

第 197 号 令和 6 年 9 月 1 3 日発行
(公社) 下松市シルバー人材センター
電話 44-2600
FAX 44-2602

☆秋の訪れを感じられるようになってきました

9 月に入っても暑い日が続いていますが、朝夕は何となく秋の気配が漂ってきました。今年の夏も記録的猛暑で熱中症警戒アラートは 7 月 20 日から 8 月末まではほぼ毎日発表されました。雨もほとんど降らず、畑や花壇の水やりに苦労しました。

これからの台風シーズンに備え早めの準備と行動を心掛け、万一に備え市が発行しているハザードマップを参考に避難経路と避難場所等を確認し、身の安全を第一に早めに行動してください。

また、季節の変わり目は体調を崩しやすいので、健康管理にも十分気を配り、無理のないよう就業に励んでください。

☆『理事会』の開催について

令和 6 年度第 3 回理事会が次のとおり開催されます。

開催日時 令和 6 年 9 月 24 日 (火) 9 : 30

開催場所 下松市勤労者総合福祉センター (第 1 会議室)

☆センター事業普及啓発促進について

毎年 10 月の第 3 土曜日は「シルバーの日」とされ、センターの事業を周知する一環として「ボランティア奉仕作業」を予定しております。

そこで、センターでは 10 月 19 日 (土) に、市民の皆様への感謝の気持ちとシルバー事業への理解を深めるため『道路清掃』を実施します。

内容は昨年と同程度の作業を予定しております。

別紙、『ボランティア奉仕作業のご案内』を確認して、地域班長さんに参加・不参加のご連絡をしていただくようお願いいたします。

※趣旨をご理解いただき、ご参加の程よろしく願いいたします。

☆『日帰り親睦旅行』について

総務委員会では、今年度、6 年ぶりに日帰り親睦旅行を 11 月 5 日 (火) に実施します。今回は、「安芸の小京都」と呼ばれる竹原市の町並み保存地区の散策と西条酒蔵通りの散策、とれたて元気市となりの農家店でのお買い物です。秋の一日を楽しくのんびりと満喫できる内容で計画しました。

親睦旅行への参加を希望される方は、別紙、「日帰り親睦旅行のお知らせ」、「行程表」で内容を確認の上、「参加申込書」に氏名等の必要事項を記入して 10 月 4 日 (金) までに、お申し込み下さい。

☆『会員研修会・親睦会』について

同じく総務委員会では、会員研修会・親睦会について来年 2月15日（土） に開催することとしました。

なお、詳細についてはまた事務局だよりでお知らせします。

☆グラウンドゴルフ大会について

就業開拓委員会では、「第16回下松市シルバー人材センターグラウンド・ゴルフ大会」を 11月11日（月） に開催することとしました。

会員の皆様には、開催の案内をご覧の上、参加申込書を事務局にご提出ください。

☆フリーランス新法への対応について

- ①令和5年4月に制定された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律「フリーランス新法」は令和6年度秋頃から施行される予定です。
- ②主な制度要件は、会員への業務委託取引条件（報酬等）の事前明示です。
明示は電磁的方法（電子メール、SNSなど）を予定しています。
- ③これまでは「発注者→センター→会員」の契約ですが、新契約方式では「発注者→会員」の契約に変更になります。当センターでは令和8年4月の移行予定です。

☆ スマホ教室(LINE 活用講座)参加者募集！

10月22日（火）、勤労者総合福祉センターにおいてスマホ教室を開催します。時間は11時、13時、14時半、16時の4回（各定員3名）です。

受講料は無料で、スマホを使ってなくても貸し出しのスマホがあります。ご利用の携帯電話会社は問いません。講師は「スマホアドバイザー」です。お気軽にセンター事務局までお申し込みください。申込期限は10月17日（木）です。

☆ 10月から高齢者タクシー利用助成事業が始まります(お知らせ)

下松市では高齢者が外出しやすい環境を創出することを目的に1枚200円のタクシー利用助成券を最大30枚交付する事業が始まります。

申請方法は高齢福祉課1階10番窓口）および出張所の窓口で申請、または郵送による申請です。

対象者は下松市在住の満70歳以上の人で、障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

自動車運転免許証の所有を問わない（常時運転している人も申請可です）

問い合わせ先 下松市高齢福祉課長寿支援係 ☎0833-45-1837

☆ 未就業等会員の方々へ 至急募集中！

全国的にシルバーの会員数が減少傾向にある中、特に「剪定・草刈・除草」作業の発注依頼は大変多いのですが、会員の高齢化等により就業する会員数は減っています。現在、就業されていない方など、「剪定・草刈・除草」に関心のある方は是非事務局までご連絡ご相談ください。